

女子大通りを考える会

再結成の主旨説明

女子大通り沿道住民の団結！

令和2年1月12日（日）午後2時より東コミセンホールで開かれました熊本一規先生（環境行政学）の講演会では出席者一同大変勇気づけられました。これから私たち沿道住民が16m拡幅計画に対応すべき方策が見えてきたからです。熊本一規先生の経歴は、東京大学工学部卒、工学博士で明治学院大学名誉教授で、全国の埋め立て、ダム、原発問題に市民サイドから取り組み、数々の成果を挙げられている方です。

次ページに熊本先生の講演の要旨を添付しました。是非お読み頂き、「女子大通りを考える会」再結成の必要性をご理解いただいた上で、会員登録をして下さるようお願いいたします。何もしなくても、住民の無言の団結力が大変な圧力になった例として、上関原発のボーリング調査の中止の話がされました。原発反対の漁民や住民達はいつも通り海に出て、30日間釣りを続けたそうです。日常生活が破壊されることに対する無言の意思表示が圧力になり、中止に迫込んだということでした。そのように、私たちも声を荒げて反対運動をしなくても、この難局を乗り切ることが出来ると希望が持てました。

私たちの団結力をどうあらわすか

我々沿道住民がよかれと思ってどのような妥協案を出そうとも、旧法による16m拡幅計画が白紙に戻らない限り、そして武蔵野市と東京都が新都市計画法に移行しない限り、住民の提案は取り上げられない現実があります。不安を抱く住民に行政がいろいろ言って来るかもしれませんが受け付けないことです。土地の測量や用地交渉に決して応じないこと、どのような書類であっても決して署名捺印はしないことです。万が一にも、行政側が任意の個別交渉に現れたら、「女子大通りを考える会」が交渉の窓口であると伝えて下さい。自分たちの生活を守るためお互い助け合っていきましょう。

女子大通りを考える会

体制強化の第一目標：

“拡幅同意の署名捺印は拒否する”

女子大通りの沿道の利害関係人、すなわち、私たちがまず決意すべきは行政が事業化を推進しようと色々な口実を付けて住民に個別に接触してきても絶対に承認しないこと。そして捺印をしないという強い意思表示をすることです。武蔵野市や東京都が武蔵野市側の女子大通り沿道住民の大半が「女子大通りを考える会」の会員であり、固く結束していることに気付くことが重要です。大きな声で反対運動をしなくても、同意の捺印を押さない人々が多いほど、東京都と武蔵野市がこの拡幅計画の着手は不可能であると認めざるをえないことが第一の目標です。

女子大通りを考える会

体制強化の第二目標

“16メートル拡幅計画を白紙に戻し

新都市計画法のもと、住民参加で真の問題解決を “

女子大通り 16m拡幅計画は大正 8 年に制定された旧都市計画法のもと、昭和 37 年に住民不在のまま決定されました。旧都市計画法とは『朕（天皇）が主権者であるから、国民は決められたことに従え』という今でも残る「おかみにはさからえない」という風土を見透かした行政の策略です。その旧法のもと 58 年後、2016 年 3 月住民への周知・意見聴取・説明が一切ないまま、武蔵野市の要望の

下、東京都第4次優先整備計画として女子大通り16m拡幅計画として策定されました。これは明らかな憲法違反であり（憲法29条）、法規違反であります。なぜなら、昭和43年に、国交省は新都市計画法を公表して新都市計画道路の「見直しガイドライン」を全都道府県に告知しました。全国46道府県がこのガイドラインに従って条例化を進めています。その手続きの最初にあげられているのが、関係住民に対する公聴会、意見聴取など住民参加の計画案づくりです。ところが47都道府県のうち東京都だけが、未だに大正時代に制定された旧法のもと、古い道路計画の事業化を推進しているのです。ということは武蔵野市もその現状にそぐわない古い計画を死守しているのです。この現実を直視しない行政を、署名捺印拒否作戦で事業化を阻止して女子大通り16m拡幅計画を白紙に戻さざるをえない状況に追い込み、新都市計画法のもと、利害関係人（沿道住民）と行政が協力し合って女子大通りの真の問題解決に取り組むことを第二の目標とします。

尚、私たちの取り組みは、女子大通り住民の地域エゴではなく、地域全体の問題にも波及することを忘れてはなりません。この地域には私たちの想像を超える遙か昔（例えば明治時代の赤道）から、私たちの知らない無数の未着工の都市計画道路が存在しています。そして旧法を盾に「何十年も待ちました、やっと順番が回ってきました」とある日突然浮上してくるのです。そして、現行の制度では、道路計画は一度引かれたらいつまでも存在し続けるとのことです。沙汰闇になった道路計画でも、何時また浮上してくるのか非常に不安なことです。国交省が定めた新都市計画法による古い道路計画の見直し、そして住民参加を義務づけた都市道路計画の立案手続きを武蔵野市が実践する日が来るように、女子大通りの沿道住民（利害関係人）が一丸となって、非民主的な法律で決められた非現実的な道路計画に反対することが、地域の町を守ることにつながるのです。

女子大通りを考える会 規約

1. 名称：

女子大通りを考える会

2. 所在地：

武蔵野市吉祥寺東町 3-6-8

3. 目的：

女子大通りの拡幅を阻止することを目的とする。

前項の目的を達するため、当該行政と住民の折衝は、各会員が個別に行わず、住民の委任を受けた役員会が代わりに行う。

4. 入会：本会入会に当たっては、氏名、住所、署名、捺印をした委任状を添えて申し込む。入会は随時とする。

5. 退会：

退会は自由にすることが出来る。退会する際は書面で署名捺印をして行う。

6. 役員と定数：

役員は総会において選任する

役員の定数は 10 人とする

7. 会員の義務：

当該行政との折衝は個人で行わず役員に代理を依頼すること。

8. 会の活動の範囲：

名簿の作成と管理

行政との交渉を代理することに限る

必要に応じて、会員を招集する。会員間で報告・情報・意見聴取をする

9. 連絡体制：

チラシ、電話、電子メール

10. 活動費及び会費：

原則無料

11. 個人情報の厳守

細則：体制かたまり次第附記する

女子大通りを考える会 会員登録（兼委任状）

氏名： _____ 印

家族会員：

氏名： _____

住所： _____

電話： _____

携帯番号： _____

メールアドレス： _____

入会日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日

備考：（配慮すべきご事情などありましたら、お書き下さい）

私（私たち）は女子大通り 16m拡幅計画には同意出来ません。私（私たち）は行政との個別の交渉には応じません。私（私たち）は全ての行政との連絡および交渉は「女子大通りを考える会」を通していたします。

女子大通りを考える会 代表：島正紀

事務局：落合朋子 連絡先：0422-22-0426 携帯：080-5692-0363